

○神戸学院大学教育後援会会則

昭和 45 年 4 月 13 日制定

第 1 条 本会は、神戸学院大学教育後援会と称し、本部を神戸学院大学内に置く。

第 2 条 本会は、神戸学院大学の教育活動の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 教育上必要な家庭との連絡
- (2) 学生の厚生並びに課外活動に対する援助
- (3) その他必要なこと

第 4 条 本会は、正会員と賛助会員から成る。

第 5 条 正会員は、次の者とする。

- (1) 本学の学部 に在学する者のすべての父母、あるいはそれに代わる保証人

第 6 条 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する者で、役員会が承認した者とする

第 7 条 役員会は、第 8 条の(1)から(8)までの役員で構成する。

第 8 条 本会の役員及びその選出方法は、次のとおりである。

- (1) 会長 1 名
役員会で本条第 4 号に基づく委員の中から選出する。
- (2) 副会長 3 名
選出方法は前号と同じ。
- (3) 監査 2 名
選出方法は前号と同じ。
- (4) 委員 若干名
 - ① 第 16 条の規定に基づく各支部より 1 名(会長、副会長、監査を除く)
 - ② 第 5 条の正会員から会長が委嘱する。
- (5) 幹事 若干名
学生支援センター所長、キャリアセンター所長、教務センター所長、学生委員会から選出された委員、学生支援センター事務部長
- (6) 会計 1 名
経理事務グループ長
- (7) 顧問 1 名
前会長
- (8) 特別顧問 若干名
役員会で本条第 7 号に基づく顧問の経験者の中から選出する。
- (9) 名誉顧問
学長、各学部長、事務局長

第 9 条 役員の仕事は、次のとおりである。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- (3) 監査 本会の会計並びに収支決算を監査する。
- (4) 委員 本会運営の評議に当る。

- (5) 幹事 会務を処理する。なお役員会の評議に加わるが表決権はない。
- (6) 会計 本会の会計事務を掌る。
- (7) 顧問並びに名誉顧問 会長の諮問に答え、あるいは助言を与える。
- (8) 特別顧問 本会の渉外事務を掌る。

第 10 条 役員任期は 1 か年とする。ただし、顧問を除き再選は妨げない。

第 11 条 本会は毎年 1 回総会を開く。なお会長が必要と認めるとき、又は役員会の決議により、臨時総会を開くことができる。

第 12 条 会長は必要に応じ、役員会を招集する。

第 13 条 入会金及び年会費の金額、並びに納入方法は、次の通りとする。

- (1) 正会員の入会金は、5,000 円とする。
- (2) 正会員の年会費は、5,000 円とする。
- (3) 賛助会員は、年額 1 口 10,000 円以上とし、本会に納入する。
- (4) 正会員の入会金は、入学時納入金（入学金等）とともに納入しなければならない。
- (5) 正会員の年会費は、毎学年度始めの学費とともに納入しなければならない。
- (6) 既に納付された入会金及び年会費は、返還しない。

第 14 条 本会は有志の寄付を受けることができる。

第 15 条 本会の収支予算及び決算は、総会において承認を受けるものとする。

第 16 条 本会は都道府県に支部を置くことができる。

第 17 条 各支部は本会則に準じて活動する。ただし、必要に応じて会員、役員並びに会費等について特別の会則を設けることができる。

第 18 条 本会則は総会の決議により、変更することができる。

附 則

この会則は、昭和 45 年 4 月 13 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 4 月 11 日)

この会則は、昭和 50 年 4 月 11 日から施行する。

附 則(昭和 51 年 4 月 10 日)

この会則は、昭和 51 年 4 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 52 年 4 月 9 日)

この会則は、昭和 52 年 4 月 9 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 4 月 10 日)

この会則は、昭和 53 年 4 月 10 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 4 月 1 日)

この会則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1990 年 4 月 1 日)

この会則は、1990 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1993 年 4 月 1 日)

この会則は、1993 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(1998 年 4 月 1 日)

この会則は、1998 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(2006 年 4 月 1 日)

この会則は、2006年4月1日から施行する。

附 則(2007年7月8日)

この会則は、2007年7月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(2010年4月1日)

この会則は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2012年4月1日)

この会則は、2012年4月1日から施行する。

附 則(2014年4月1日)

この会則は、2014年4月1日から施行する。

附 則(2015年5月17日)

この会則は、2015年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

ただし、第8条(4)①については2016年4月1日から適用する。

附 則(2016年5月22日)

この会則は、2016年5月22日から施行し、同年4月1日から適用する。